

○嘱託手当規程

平成23年10月1日

平成23年度規程第27号

一部改正 平成24年6月13日平成24年度規程第10号

一部改正 平成26年6月30日平成26年度規程第5号

一部改正 平成27年3月31日平成26年度規程第57号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の嘱託の手当に関する事項について定めることを目的とする。

(嘱託の手当)

第2条 嘱託の手当は、月額50,000円とする。ただし、理事長が必要と認める場合は、委嘱する業務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定めることができる。

(嘱託手当の支給)

第3条 嘱託の手当は、その月の分を翌月20日、その月額を支給する。ただし、支給日が嘱託就業規則（平成15年度規程第10号。以下「嘱託就業規則」という。）第3条で準用する就業規則（平成15年度規程第8号。以下「就業規則」という。）第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 手当は、嘱託の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払うものとする。

3 法令等に基づき嘱託の手当から控除すべきものがある場合には、その嘱託に支払うべき手当からその額を控除して支払うものとする。

(雑則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附則（平成24年6月13日平成24年度規程第10号）

1 この規程は、平成24年6月13日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

2 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間においては、第2条中の「50,000円」とあるのは「45,200円」とする。

附則（平成26年6月30日平成26年度規程第5号）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則（平成27年3月31日平成26年度規程第57号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。